

まちづくり研究会だより 第16号

第21回役員会を開催しました

麻溝台・新磯野北部地区及び南部地区まちづくり研究会役員会を令和4年10月24日（月）に開催いたしました。議題等については次のとおりです。

報告事項

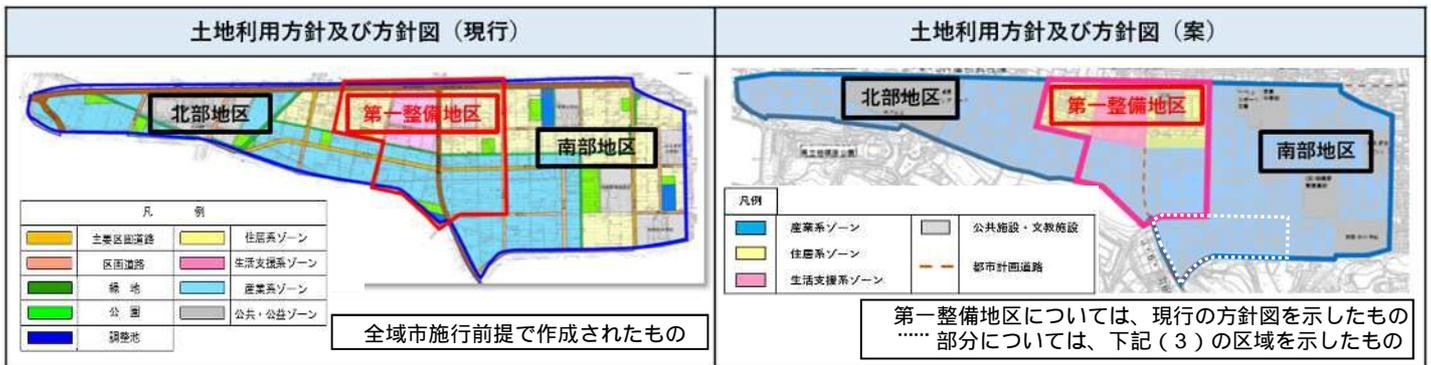
(1) 南部地区副会長について

研究会発足時から長年ご尽力をいただいております黒滝副会長が亡くなられたことをご報告させていただきます。謹んで、ご冥福をお祈り申し上げます。

(2) 麻溝台・新磯野地区整備推進事業の取組の方向性について（市）

麻溝台・新磯野地区整備推進事業については、令和3年10月の市戦略会議にて、総合計画及び都市計画マスタープランにおける新たな拠点としての位置付けを継続することや、社会経済情勢等を踏まえた都市計画（土地利用方針等）の見直しに向けた取組みを進めることについて承認されました。

また、令和7年度に予定されております都市計画の第8回線引き見直しにおいても、市街化編入候補地としての位置づけを継続するため、社会経済情勢への変化を踏まえた新たなまちづくりの実現を目指し、地権者の皆さまと取組んでまいります。



(3) 南部地区の一部における土地区画整理事業の実施に向けた検討状況について（業者）

第7回線引き期間内（令和7年12月まで）での市街化区域への編入に向け、民間事業者（株式会社エム・レップ）による土地区画整理事業（個人施行、新磯野磯部出口西地区：約11ha、地権者数：約130名）の実施に向けた検討を進めており、現在、民間事業者と地権者との合意形成に向けた調整や関係機関との協議を進めています。



議題

議題(1) 事業化に向けた今後の取組について

概要	後続地区のまちづくりの実現に向け、第8回線引き見直しにおいて、特定保留区域(市街化編入候補地)の位置付けを継続するために、どのように取組んで行くか、議論を行いました。
まとめ	第8回線引き期間においても、継続して市街化区域への編入を目指し、 特定保留区域の設定が継続出来るよう取組んで行きます。 また、事務局からまちづくりを一緒に進めて行く民間事業者の選出を行わないか、という提案がありましたが、まずは、 民間事業者から幅広く事業化に向けたご提案をいただいたうえで、民間事業者の選定に向けて検討を進めて行きます。



ア 都市計画について

< 第7回線引き期間 >

- ・第7回線引き見直しの期限(令和7年12月まで)内での新たな市街化編入は時間的に難しい。(現在、南部地区の一部で検討を進めている計画を除く)

< 第8回線引き期間 >

- ・現時点では、第8回線引き期間(令和7年12月以降(予定))での都市計画の位置付け(保留区域の設定)がされるか未定である。
市街化区域への編入には保留区域としての設定が必要。
- ・事業手法・事業主体の確認及び事業の実施に必要な地権者の合意が必要である。
- ・第8回線引きにおける市街化区域の拡大に関する方針は産業系土地利用となる見込みである。



イ 民間事業者からの問合せ状況等

民間事業者が考える区域取りを点線で表しています。



民間事業者によって、施行者、事業手法、事業区域取りの考え方が異なり、廃棄物の処理の考え方や**事業化に向けた取組み(進め方)**についても考え方が異なります。

議 題（２）役員の任期満了に伴う新たな役員選出について

概要	現役員の任期が令和５年１月２０日で満了となることから、新たな役員の選出方法について、議論を行いました。
まとめ	希望する現役員は引き続き役員を継続し、欠員分を公募とすることを決めました。

ア 現役員の任期について
令和２年１月２１日から令和５年１月２０日まで



イ 選出方法の決定について
会長が役員会に諮って定める。

【参考】 会則第１０条２ その他、本会則に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定める。

まちづくり研究会役員公募については、裏面に掲載しております。

議 題（３）まちづくり研究会会則の改正について

概要	会則第３条の改正（地区全体の公共施設配置計画（素案）について）や、まちづくり研究会及び役員会の成立要件・議決に関する要件について、議論を行いました。
まとめ	会則第３条の改正に向け進めて行く。まちづくり研究会運営要領を定め、まちづくり研究会及び役員会の成立要件・議決に関する事項等を整理しました。

ア 目的の見直しについて



「**地区全体の公共施設配置計画（素案）**」については、当時、推進事業区域の全体１４８haを市施行による土地区画整理事業での市街化編入を目指し、住居系土地利用及び産業系土地利用を想定して作成したものであるが、第８回線引き見直しにおいては、産業系の土地利用による市街地拡大の必要性のみが示されることを前提に、検討をする必要がある。

会則	改正前	改正後（案）
（目的） 第３条	研究会は、 地区全体の公共施設配置計画（素案） を踏まえ、第２条に示す区域における整備区域、整備主体等の事業化方策の案を作成することを目的とする。	研究会は、第２条に示す区域における整備区域、整備主体等の事業化方策の案を作成することを目的とする。

【参考】 会則第１０条 この会則に変更の必要が生じたときは、研究会において改正することができる。

イ まちづくり研究会及び役員会の成立要件・議決について

研究会や役員会における議事については、慣例的に「出席者の過半数以上で決議」されてきたが、会議の成立要件や議決に関する要件が明確になっていない。



事業化方策を検討、決定するにあたり、意思決定の方法など会議運営に必要な事項を明文化していく必要がある。

まちづくり研究会【役員公募】について

現役員の任期が、令和5年1月20日に満了することに伴い、新たな役員を以下のとおり公募します。

【定数】 北部地区：3名

南部地区：3名



【任期】 令和5年1月21日から令和8年1月20日まで

【公募期間】 令和4年12月26日(月)から令和5年1月13日(金)【消印有効】まで

同封の役員申込書により、郵送、FAX、Eメール等で事務局まで提出（応募）して下さい。

注意事項

土地所有者（登記簿上の所有者）が個人の場合は、土地所有者から委任された親族、土地所有者が法人の場合は、代表者から委任された者も公募の対象とします。ただし、土地所有者1名につき、委任者は1名に限らせていただきます。

令和5年1月13日時点において、土地の所有権を有している者を公募対象者とします。

応募者が定数を超過した場合は、会長立会いのもと、事務局で抽選を行います。なお、公募定数を超過しない場合は、抽選は行いません。

現在役員会は、平日夜間（概ね18時頃から）に開催をしておりますが、新役員選出後の役員会にて、日時等を決定致します。

謝礼や交通費の支給はありません。

今後、事業主体や事業手法等が決まった場合、組織の再編等が生じる可能性があります。

ご意見やご不明な点がございましたら、下記事務局までご連絡ください。
なお、本たよりは令和4年10月時点の登記簿を基に発送しております。
相続や売買等で所有者が変更となった場合や転居等により住所が変更となった場合は、事務局までご一報ください。



【事務局】

相模原市都市建設局まちづくり推進部

麻溝台・新磯野地区整備事務所

TEL：042-769-9254 FAX：042-754-8490

E-mail：aa-seibi@city.sagamihara.kanagawa.jp

